

① 個人住民税と所得税が定額減税されます

問 税務課(内線 113)

わが国経済をデフレに後戻りさせないための措置の一環として、令和6年度税制改正において、令和6年度分の個人住民税及び令和6年分の所得税において定額減税が実施されることとなりました。

個人住民税及び所得税の定額減税の概要は以下のとおりです。

対象となる方

- 前年の合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税所得割及び所得税の納税義務者

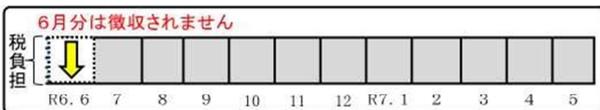
減税額

- 本人、配偶者を含む扶養親族1人につき、個人住民税1万円、所得税3万円
 - ※1 定額減税の対象となる方は、国内に住所を有する方に限ります。
 - ※2 同一生計配偶者及び扶養親族の判定は、原則、前年12月31日の現況によります。
 - ※3 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の方がいる場合は、令和7年度分の個人住民税において1万円の定額減税が行われます。

徴収方法(個人住民税)

給与と所得に係る特別徴収(給与所得者)

令和6年6月分は徴収されず、定額減税「後」の税額が令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で均されます。



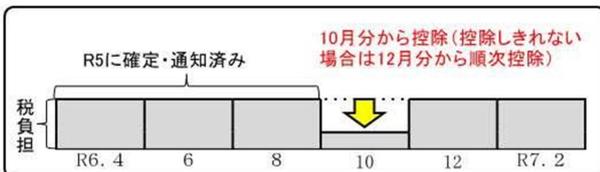
普通徴収(事業所得者等)

定額減税「前」の税額をもとに算出された第1期分(令和6年6月分)の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分(令和6年8月分)以降の税額から、順次控除されます。



公的年金所得に係る特別徴収(公的年金所得者)

定額減税「前」の税額をもとに算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除されます。



徴収方法(所得税)

給与所得者(年末調整対象のみ)

令和6年6月1日以降の最初の給与等(賞与を含みます。)の源泉徴収税額から順次控除し、控除しきれない場合は年末調整で控除されます。



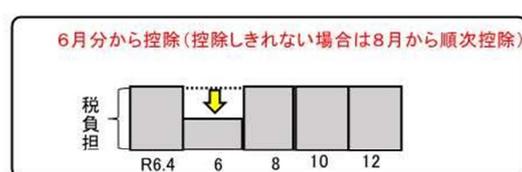
事業所得者等の場合

予定納税額(令和6年7月)から、順次本人分の定額減税額を控除し、扶養親族等の分を含め確定申告で精算されます。予定納税を行わない場合は確定申告で控除されます。※扶養親族等の分は確定申告で控除されますが、予定納税額の減額申請を行うことで予定納税額から控除できます。



公的年金所得者

令和6年6月に受け取る年金から減税が行われ、6月に全額を減税しきれない場合は、以後令和6年中に受け取る年金から順次控除されます。



その他

- 個人住民税の減税額については、納税通知書の裏面又は特別徴収税額通知書の摘要欄に記載があります。
- 減税しきれない場合は、別途給付金(調整給付)が支給されます。
- 所得税(国税)の定額減税の詳細は、[国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」](https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm)をご参照ください。(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>)

2 ページ 「問」は問い合わせ先、「申」は申し込み先の略です。